

農薬の登録制度及び水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準について

1. 農薬の登録制度について

農薬は、農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造、加工又は輸入してはならないとされており、この登録にあたっては、農林水産大臣は、申請者の提出した資料等に基づく登録検査の結果、申請農薬が次のいずれかに該当する場合はその登録を拒否することとなっている（農薬取締法第4条第1項）。

このうち6）から9）までに該当するかどうかの基準（農薬登録基準）は環境大臣が定めることとされている（同条第2項）。

＜農薬の登録を拒否する場合＞（農薬取締法第4条第1項の概略）

1）～5）（略）

6）農作物等への残留が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき

7）土壌への残留により農作物等が汚染され、それが原因となって人畜に被害が生ずるおそれがあるとき

8）水産動植物に著しい被害を生ずるおそれがあるとき

9）水質汚濁が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき

10）、11）（略）

2. 水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準について

上記の8）に該当するかどうかの基準は農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号において定められており、法第4条第1項第8号に該当する場合として、「農薬が流出し、又は飛散した場合に水産動植物の被害の観点から予測される公共用水域の水中における濃度が、当該種類の農薬の毒性試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合」と定めている。これに基づき、平成18年12月環境省告示第143号において環境大臣が個別の農薬の成分ごとに基準値を定めている。

【関係法令】

○ 農薬取締法（抄）（昭和二十三年七月一日法律第八十二号）

最終改正 平成三十年六月十五日法律第五十三号第一条

第四条 農林水産大臣は、前条第四項の検査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の登録を拒否しなければならない。

一～七 （略）

八 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、その水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

九～十一 （略）

2 前項第六号から第九号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準は、環境大臣が定めて告示する。

- 農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（抄）
（昭和四十六年三月二日農林省告示第三百四十六号）

最終改正 平成三十年十一月三十日環境省告示第百一号

一・二 （略）

三 法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用することにより、当該農薬が公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に流出し、又は飛散した場合に水産動植物の被害の観点から予測される当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度（以下「水産動植物被害予測濃度」という。）が、当該種類の農薬の毒性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合は、法第四条第一項第八号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

四 （略）

備考

1 （略）

2 水産動植物被害予測濃度は、当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに法三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、次の要件のすべてを満たす地点の河川の水中における当該種類の農薬の成分の濃度を予測することにより算出するものとする。

イ 当該地点より上流の流域面積が概ね百平方キロメートルであること。

ロ 当該地点より上流の流域内の農地の面積が、水田にあっては概ね五百ヘクタール、畑地等にあっては概ね七百五十ヘクタールであること。

3 （略）

別表（略）

附則（略）

○ 水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準（平成十八年十二月四日環境省告示第百四十三号）（抄）
最終改正 平成三十年十一月三十日環境省告示第百二号

昭和46年3月農林省告示第346号（農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準。以下告示」という。）第3号の環境大臣が定める基準は、次の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬の成分の水産動植物被害予測濃度（告示第3号に規定する水産動植物被害予測濃度をいう。）が、それぞれ同表の基準値の欄に定める濃度を超えないこととする。

農 薬 の 成 分	基 準 値
(略)	(略)
(2,4-ジクロロフェノキシ)酢酸イソプロピルアンモニウム（別名2,4-Dイソプロピルアミン塩又は2,4-PAイソプロピルアミン塩）、(2,4-ジクロロフェノキシ)酢酸ジメチルアンモニウム（別名2,4-Dジメチルアミン塩又は2,4-PAジメチルアミン塩）及び(2,4-ジクロロフェノキシ)酢酸ナトリウム一水化物（別名2,4-Dナトリウム塩一水化物又は2,4-PAナトリウム塩一水化物）	2,4-ジクロロフェノキシ)酢酸（別名2,4-D又は2,4-PA）として 9,800 $\mu\text{g/l}$